

「重度心身障害者介護手当」について

心身に重度の障害を有するため、寝たきり等の状態にあり、食事、入浴等の日常生活動作に支障のある障害者（児）を常時介護されている方の日々のご負担は大変なものと存じます。

神戸市では、このような重度心身障害者（児）を介護されている方の負担を軽くし、また障害者（児）の福祉向上を願って重度心身障害者介護手当の支給制度を実施しています。

下記にあてはまる方は、申請することができます。

手当の支給対象となる障害者（児）は、次のいずれにも当てはまる方です。

- (1) 神戸市に住民登録をしている65歳未満の方で、1級又は2級の身体障害者手帳、又は、「A」判定の療育手帳をお持ちの方。
- (2) 居宅で6カ月以上寝たきり等の状態で、食事、入浴等の日常生活動作に常時介助が必要な方、又はこれと同様の状態の方。
※ 施設へ入所中及び病院へ入院中で、家族介護を要しない方は対象となりません。
- (3) 過去1年間において、障害者総合支援法の自立支援給付サービス（「自立支援医療」及び「補装具費」）の支給は除きます）を利用していないこと。
※ 「短期入所」の場合は、申請時点から過去1年間で8日以上利用していないこと。
- (4) 過去1年間において、介護保険サービスを利用していないこと。
※ 「短期入所生活介護」及び「短期入所療養介護」の場合は、申請時点から過去1年間で8日以上利用していないこと。
- (5) 障害者本人の前年中の所得が、老齢福祉年金の全額が支給停止になる基準額以下であり、配偶者及び扶養義務者の前年中の所得が、老齢福祉年金の全額が支給停止になる基準額未満であること。
※裏面に所得制限限度額表を載せています。

- | | |
|-----------------|--|
| ◎ 手当を受けることができる人 | 上記の障害者（児）を、現に常時介護していると認められた方 |
| ◎ 手当額 | 障害者（児）1人につき、月額10,000円 |
| ◎ 申請場所 | 障害者（児）がお住いの区の区役所・支所（保健福祉課） |
| ◎ 手当の支給 | 申請月の翌月分から支給されます。ただし、手当は2月、5月、8月及び11月に、それぞれ前々々月までの3カ月分をまとめて支給します。 |

※申請の時に必要なもの

- (1) 神戸市重度心身障害者介護手当支給申請書
- (2) 介護を受ける障害者の状況に関する申立書
- (3) 身体障害者手帳、又は療育手帳
- (4) 介護者名義の通帳
- (5) 障害者本人、配偶者又は扶養義務者が、
【1月～6月に申請される場合】前年の1月1日現在において、神戸市以外に居住されている場合は、居住地で発行された前々々年分の所得証明書等を提出して下さい。
【7月～12月に申請される場合】本年の1月1日現在において、神戸市以外に居住されている場合は、居住地で発行された前々々年分の所得証明書等を提出して下さい。
- (6) 申請者（介護者）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど）

※ 申請書の内容を審査した結果（認定・不承認）については、「神戸市重度心身障害者介護手当支給認定（不承認）通知書」により、申請者へ通知します。

所得制限限度額表

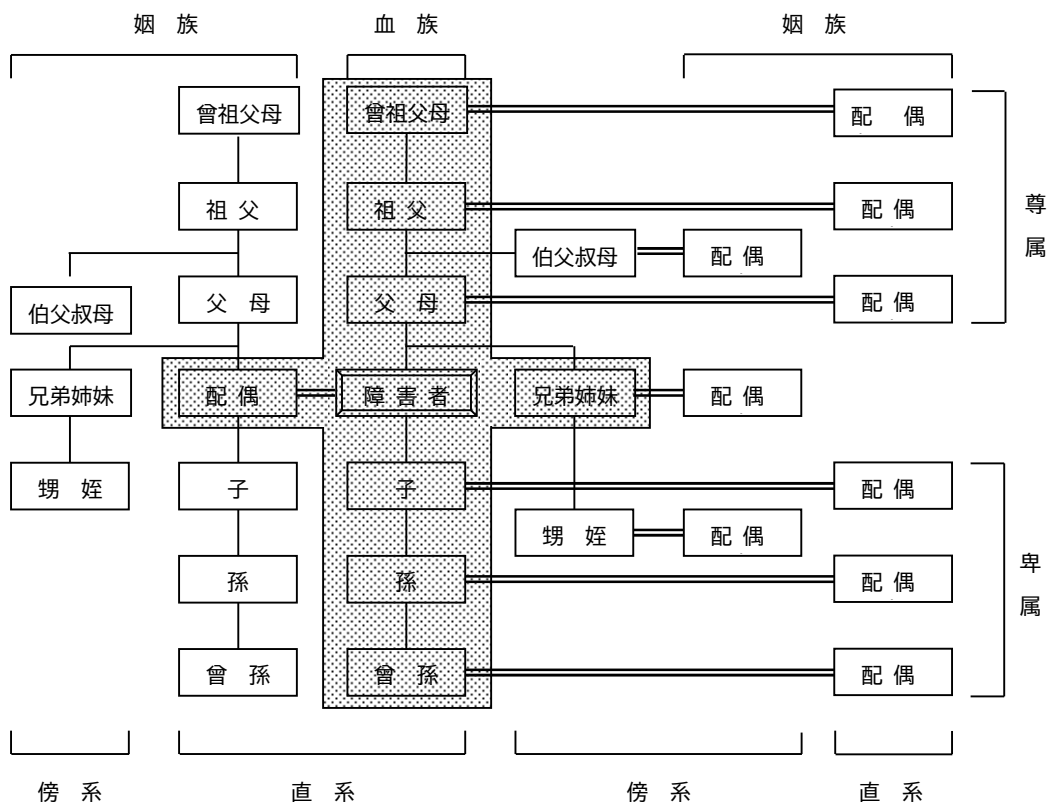
扶養親族等の数 所得の区分	0人	1人	2人	3人	4人	5人
障害者本人の所得	1,695,000	2,075,000	2,455,000	2,835,000	3,215,000	3,595,000
(注1) 扶養親族が6人以上の場合は、1人につき380,000円加算 (注2) 70歳以上の同一生計配偶者・老人扶養親族がいる場合は、1人につき100,000円加算 (注3) 特定扶養親族がいる場合は、1人につき250,000円加算						
扶養義務者等の所得	6,387,000	6,636,000	6,849,000	7,062,000	7,275,000	7,488,000
(注1) 扶養親族が6人以上の場合は、1人につき213,000円加算 (注2) 扶養親族が老人扶養親族である場合は、1人につきさらに60,000円加算						

※1 老人扶養親族…扶養親族のうち、年齢70歳以上のもの

特定扶養親族…扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満のもの

※2 扶養親族等の数には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

※3 所得制限の対象となる「扶養義務者」の範囲は、障害者と生計を一つにしている親族のうち、下の図の網かけ部分の方です。※下の図の網かけ部分の方が、出稼ぎ、若しくは勤務の都合上形式的に障害者と別世帯にしている場合も、所得制限の対象となりますので、神戸市外にお住まいの場合は所得証明書等を添付してください。(表面の「申請の時に必要なもの」の(5)をご参照ください。)



1. 所得額の計算

1	総所得金額 ((1)~(8)の合計)	(地方税法第 32 条第 1 項)
(1)	利子所得金額	(所得税法第 23 条)
(2)	配当所得金額	(所得税法第 24 条)
(3)	不動産所得金額	(所得税法第 26 条)
(4)	事業所得金額	(所得税法第 27 条)
(5)	給与所得金額	(所得税法第 28 条)
(6)	譲渡所得金額	(所得税法第 33 条)
(7)	一時所得	(所得税法第 34 条)
(8)	雑所得	(所得税法第 35 条)
2	退職所得金額	(地方税法第 32 条第 1 項)
3	山林所得金額	(地方税法第 32 条第 1 項)
4	土地等に係る事業所得等の金額	(地方税法附則第 33 条の 3 第 1 項)
5	長期譲渡所得の金額	(地方税法附則第 34 条第 1 項)
6	短期譲渡所得の金額	(地方税法附則第 35 条第 1 項)
	所得額 (1 ~ 6 の 合 計)	

2. 控除の方法 (控除は下表のとおり行う)

控除の種類		障害者本人の所得	配偶者・扶養義務者の所得
社会保険料控除		控除相当額	
雑損控除		控除相当額	左に同じ
医療費控除		控除相当額	左に同じ
小規模企業共済等掛金控除		控除相当額	左に同じ
肉用牛の売却による農業所得の免除に係る控除		免除相当額	左に同じ
老人控除対象配偶者又は老人扶養控除		扶養親族の数による	左に同じ
特定扶養親族控除		扶養親族の数による	
配偶者特別控除		控除相当額	左に同じ
障害者扶養控除		270,000	270,000
特別障害者扶養控除		400,000	400,000
該当する場合	障害者控除	270,000	270,000
	特別障害者控除	400,000	400,000
	寡婦控除	270,000	270,000
	ひとり親控除	350,000	350,000
	勤労学生控除	270,000	270,000
政令定額控除			80,000

※ 分離課税されている土地・建物の譲渡所得 (長期・短期譲渡所得) について

介護手当における土地・建物の譲渡所得は、福祉 (基礎) 年金と同じく特別控除額を控除する前の額となります。

介護手当における所得の額 = {収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)}

3. 介護手当における所得額及び所得制限限度額表の見方

所得額(1の1~6の合計) - 控除額(2で該当するものの合計) = 介護手当における所得額

介護手当における所得額が、所得制限限度額表の、扶養親族等の数に応じた欄の所得額に老人控除対象配偶者・老人扶養親族等の加算額を加えて求めた額を超えている場合は、介護手当は支給されません。

なお、支給申請後に所得更正 (所得金額・所得控除額の修正、未申告の者が申告など) で所得額に増減が生じた場合は、お住まいの区の区役所・支所保健福祉課までお届け下さい。

【お問い合わせ】

くわしいことは、お住まいの区の保健福祉課（福祉事務所）におたずねください。

区	住 所	電 話・FAX
東 灘 区	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1	TEL 841-4131 (代) FAX 851-9333
灘 区	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1	TEL 843-7001 (代) FAX 843-7018
中 央 区	〒651-8570 中央区東町 115	TEL 335-7511 (代) FAX 335-7919
兵 庫 区	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1	TEL 511-2111 (代) FAX 521-3455
北 区	〒651-1195 北区鈴蘭台北町 1-9-1	TEL 593-1111 (代) FAX 594-0934
北神区役所	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1	TEL 981-5377 (代) FAX 984-2334
長 田 区	〒653-8570 長田区北町 3-4-3	TEL 579-2311 (代) FAX 579-2343
須 磨 区	〒654-8570 須磨区大黒町 4-1-1	TEL 731-4341 (代) FAX 735-8159
北須磨支所	〒654-0154 須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル5階	TEL 793-1444 (代) FAX 795-1140
垂 水 区	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1 レバンテ垂水2番館	TEL 708-5151 (代) FAX 706-2329
西 区	〒651-2295 西区糞台 5-4-1	TEL 940-9501 (代) FAX 990-2521
福祉局 障害福祉課	〒650-8570 中央区加納町 6-5-1	TEL 322-5133 (直通) Eメール tokuji@office.city.kobe.lg.jp

